

淡路市分別収集計画

(第11期)

令和7年11月

淡 路 市

目 次

1	計 画 策 定 の 意	1
義	
2	基 本 的 方	1
向	
3	計 画 期	1
間	
4	対 象 品	1
目	
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 1 号)	1 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 2 号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 3 号)	2 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込み (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 4 号)	3 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省 令で定める物の量の見込みの算定方法	4 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 5 号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 6 号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5
.	6

淡路市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等、適正な処理及び資源の有効な利用を履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて計画を定めることを規定している。一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進すると共に、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向について、次のとおり。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 市民・事業者・行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位：t/年)

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物 合計	2,281.2	2,256.0	2,230.8	2,205.6	2,180.5

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	62.2	61.5	60.9	60.2	59.5
アルミ製容器	62.2	61.5	60.9	60.2	59.5
無色ガラス製容器	135.8	134.3	132.8	131.3	129.8

茶色ガラス製容器	106.1	104.9	103.7	102.6	101.4
その他ガラス製容器	45.3	44.8	44.3	43.8	43.3
飲料用紙パック容器	55.2	54.5	53.9	53.3	52.7
段ボール	698.6	690.9	683.2	675.5	667.8
その他紙製容器包装	323.9	320.3	316.7	313.1	309.6
ペットボトル	107.5	106.3	105.1	103.9	102.7
その他プラスチック製容器	670.4	663.0	655.6	648.1	640.8
包装	うち白色トレイ	14.1	14.0	13.8	13.5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めるとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、関係機関との連携による無料配布など、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を図る。

(3) リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶

主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
	その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		牛乳パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		牛乳パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
		白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

容器包装廃棄物項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
スチール製容器	行政回収	23.2	23.0	22.7	22.5	22.2	
	集団回収	3.9	3.8	3.8	3.7	3.7	
	店頭回収	—	—	—	—	—	
	小計	27.1	26.8	26.5	26.2	25.9	
アルミ製容器	行政回収	46.5	46.0	45.5	45.0	44.4	
	集団回収	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4	
	店頭回収	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4	
	小計	62.0	61.3	60.6	59.9	59.3	
無色ガラス製容器	指定法人引渡量		81.4	80.5	79.6	78.7	77.8
	独自処理量	行政回収	—	—	—	—	—
		集団回収	—	—	—	—	—
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計		81.4	80.5	79.6	78.7	77.8
茶色ガラス製容器	指定法人引渡量		81.4	80.5	79.6	78.7	77.8
	独自処理量	行政回収	—	—	—	—	—
		集団回収	—	—	—	—	—
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計		81.4	80.5	79.6	78.7	77.8
その他ガラス製容器	指定法人引渡量		38.7	38.3	37.9	37.5	37.0
	独自処理量	行政回収	—	—	—	—	—
		集団回収	—	—	—	—	—
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計		38.7	38.3	37.9	37.5	37.0

飲料用紙パック容器	行政回収	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4	
	集団回収	—	—	—	—	—	
	店頭回収	3.9	3.8	3.8	3.7	3.7	
	小計	11.6	11.5	11.4	11.2	11.1	
段ボール	行政回収	259.6	256.7	253.9	251.0	248.1	
	集団回収	34.9	34.5	34.1	33.7	33.3	
	店頭回収	100.7	99.6	98.5	97.4	96.3	
	小計	395.2	390.8	386.5	382.1	377.7	
その他紙製容器包装	指定法人引渡量	—	—	—	—	—	
	独自処理量	行政回収	112.4	111.1	109.9	108.6	107.4
		集団回収	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計	120.1	118.8	117.5	116.1	114.8	
ペットボトル	指定法人引渡量	65.9	65.1	64.4	63.7	63.0	
	独自処理量	行政回収	—	—	—	—	—
		集団回収	7.7	7.7	7.6	7.5	7.4
		店頭回収	11.6	11.5	11.4	11.2	11.1
	小計	85.2	84.3	83.4	82.4	81.5	
その他プラスチック製容器包装	指定法人引渡量	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7	
	独自処理量	行政回収	62.0	61.3	60.7	59.9	59.2
		集団回収	—	—	—	—	—
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計	65.9	65.1	64.4	63.6	62.9	
うち白色トレイ	指定法人引渡量	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7	
	独自処理量	行政回収	—	—	—	—	—
		集団回収	—	—	—	—	—
		店頭回収	—	—	—	—	—
	小計	3.9	3.8	3.7	3.7	3.7	
分別基準適合物見込み値 合計		968.6	957.9	947.4	936.4	925.8	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次のとおりである。

- ＝ 消費重量等から算出した年間変化率を考慮した将来の1人1日あたりの排出量
環境省手引きを原単位として使用 × 人口変動率
また、人口は一般廃棄物処理基本計画（R3.8策定）の人口推計「第2期淡路市地域創生戦略人口ビジョン（R1策定）」による。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
38,747人	38,319人	37,891人	37,463人	37,037人

(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.907%	98.895%	98.883%	98.87%	98.862%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や各種団体による集団回収及びスーパー等で実施されている店頭回収の対象である容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製の容器	スチール缶	市による定期収集、自治会等による集団回収、店頭回収	市 民間業者
	アルミ製の容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明のびん	市による定期収集、店頭回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色のびん		
	その他のガラス製容器	その他の色のびん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集、自治会等による集団回収、店頭回収	市 民間業者
	段ボール製容器	段ボール		
	その他紙製容器包装	上記以外の紙製容器包装	市による定期収集、自治会等による集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集、自治会等による集団回収、店頭回収	市 民間業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	上記以外のプラスチック製容器包装	市内エコプラザ受入れ、店頭回収	市 民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市で分別収集した容器包装廃棄物については、市内エコプラザにて選別、圧縮、保管等をしており、今後、プラスチック製容器包装の分別収集の状況次第では、市内エコプラザの増設を含む整備等が必要である。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、自主的な地域3R活動を推進するため、町内会の代表者等で構成された「ごみ減量化等推進協議会」にて、ごみの資源分別及び再利用に関すること等について調査及び審議を行い、普及啓発活動の促進を図る。

(2) 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、収集量に応じた奨励品の支給を行う。

- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。
- (4) 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講ずる。